

申告書を提出する必要がある方

平成29年1月1日現在水戸市にお住まいの方は、収入の有無に関わらず原則として平成28年中の収入について市民税・県民税の申告が必要になります。申告内容は、平成29年度の市民税・県民税、国民健康保険税や介護保険料などの算定の基礎資料になります。また、この内容に基づき、医療及び福祉に係る給付などが判定されるほか、公営住宅などの申請に必要な課税証明書なども発行されますので、申告をお願いします。

なお、マイナンバー（個人番号）の利用開始に伴い、番号法に基づきマイナンバーの確認と本人確認を行います。マイナンバーについての詳細は、2頁をご覧ください。

申告書を提出する必要がない方

- ① 所得税の確定申告書を提出する方
 - ② 給与収入のみで、勤務先から水戸市へ給与支払報告書（年末調整が済んだもの）が提出されている方
 - ③ 公的年金等収入のみで、年金支払者から水戸市へ公的年金等支払報告書が提出されている方
 - ④ 同一世帯の方の扶養になっている方で、前年中に収入がなかった方
- ※②又は③に該当し各支払報告書に記載がない控除を受ける方、④に該当し所得証明書が必要な方は申告が必要です。

申告に必要なもの（持ち物）

- ① 平成29年度市民税・県民税（国民健康保険税）申告書
（水戸市ホームページから申告書が作成できます。詳しくは3頁をご覧ください。）
- ② 印鑑、筆記用具、電卓
- ③ 申告者のマイナンバーの確認書類（申告書に記入されたマイナンバーが正しいことの確認）
- ④ 申告者の本人確認書類（マイナンバーを提供される方の本人確認）
※③と④のマイナンバーに係る確認書類についての詳細は、2頁をご覧ください。
- ⑤ 平成28年中の収入及び支出の分かる書類
 - <給与・年金収入のある方> 源泉徴収票、給与明細書、事業主からの支払明細書など
 - <その他の所得がある方> 収入金額と必要経費が分かる書類（収支内訳書、帳簿、領収書など）
 ※事業（営業等・農業）収入や不動産収入がある方は、必要経費に係る領収書を科目別に集計しておくなど事前に書類を整理し、収支内訳書を作成しておいてください。
 ※前年度の申告をした際の収支内訳書の控えがある方はお持ちください。
- ⑥ 各種控除を受ける際に必要な、平成28年中に支払った控除証明書など（詳しくは各頁をご覧ください。）

控除種類	必要書類	頁
雑損控除	災害による損失やそれに伴い支出した費用が分かる領収書、被害を受けた資産に対して受け取る保険金額が分かるもの、り災証明書など	5頁 ^⑩
医療費控除	医療費の領収書、医療費の補てんを目的として支払いを受けた医療保険などの金額が分かるもの、高額療養費支給決定通知書、おむつ使用証明書など	5頁 ^⑪
社会保険料控除	国民健康保険税や国民年金保険料などの支払金額が分かる領収書など	5頁 ^⑫
生命保険料控除	保険会社等が発行した申告用控除証明書	6頁 ^⑭
地震保険料控除	保険会社等が発行した申告用控除証明書	6頁 ^⑮
勤労学生控除	在学証明書や学生証など	6頁 ^⑰
障害者控除	障害者手帳、療育手帳、障害者控除対象者認定書などの障害の程度が分かるもの	7頁 ^⑱
寄附金税額控除	寄附金の受領証など	7頁

※扶養控除（7頁^⑲）

日本国外に居住する親族を扶養親族とする場合は、①親族関係書類及び②送金関係書類が必要です。

- ① 戸籍の附票の写し+親族のパスポートの写し、外国政府等が発行した親族であることを証する書類など
- ② 金融機関の書類（コピー可）で、金融機関の為替取引により国外居住親族に支払をしたことが分かる書類など

平成29年度課税に係る主な税制改正について

改正1 給与所得控除額の上限額の引き下げ

給与所得控除が適用される給与収入の上限額が、給与収入1,500万円（控除額245万円）以上から、給与収入1,200万円（控除額230万円）以上に引き下げられました。

改正2 国外居住親族の扶養控除の適用に係る添付書類の義務化

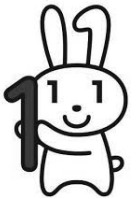
国外に居住する親族の扶養控除の適用を受ける場合は、「親族関係書類」及び「送金関係書類」の添付又は提示が必要になりました。（外国語で記載されている場合は、日本語の翻訳文も必要です。）

※平成29年度課税に係る税制改正の詳細につきましては、水戸市ホームページをご覧ください。
水戸市トップページ → 暮らし・手続き → 税金 → 個人市民税 → 平成29年度税制改正について

マイナンバー（個人番号）を記載した申告書などの提出時の本人確認について

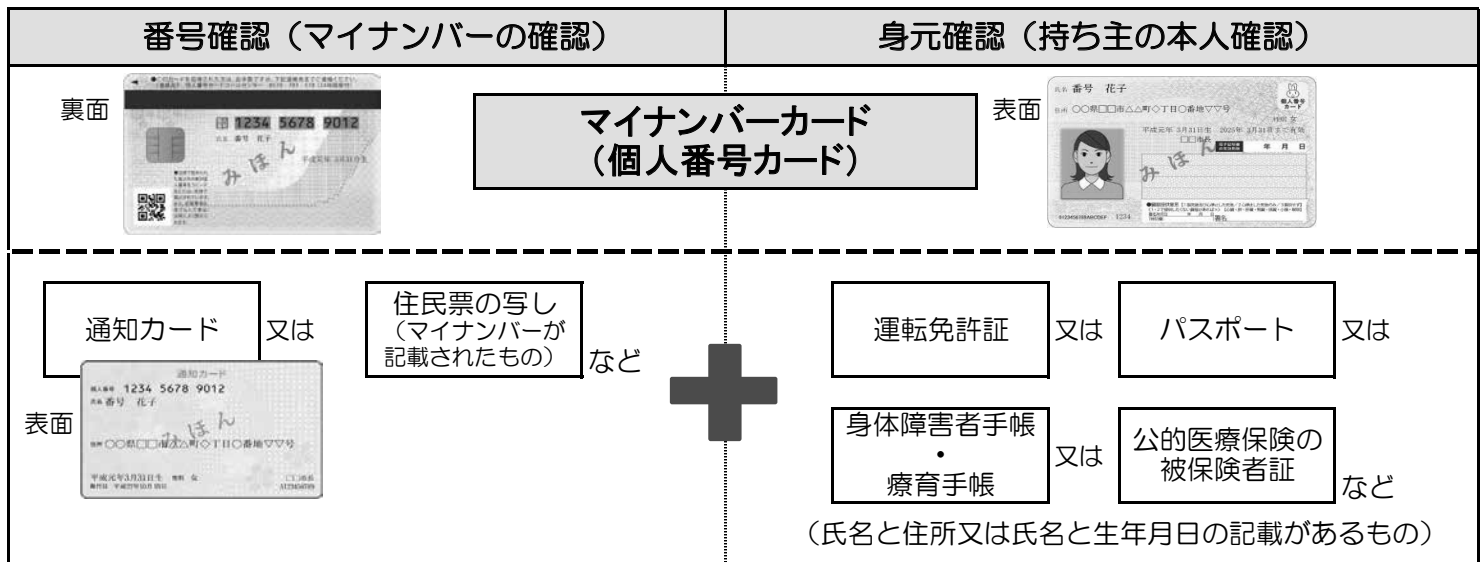
マイナンバー法に基づき、マイナンバー（個人番号）を記載した申告書などの提出の際は、なりすましなどの不正防止のために「本人確認」を行います。

本人確認は、正しいマイナンバー（個人番号）であることを確認する「番号確認」と、申告者がマイナンバー（個人番号）の正しい持ち主であることを確認する「身元確認」があります。本人確認にお持ちいただく主な書類の組み合わせは、以下のとおりです。



マイナちゃん

1 本人が申告書などを提出するとき（郵送申告の時は写しを同封してください。）



2 代理人が申告書などを提出するとき（郵送申告の時は写しを同封してください。）

本人（申告者）の番号確認	代理人の身元確認	代理権の確認
<p>【以下の書類から1点】 （いずれかの写し）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・マイナンバーカード（個人番号カード）＜両面＞ ・通知カード ・住民票の写し、住民票記載事項証明書（マイナンバーが記載されたもの） 	<p>【以下の書類から1点】 マイナンバーカード（個人番号カード）、運転免許証、運転経歴証明書、パスポート、身体障害者手帳、在留カード、特別永住者証明書、写真付き身分証明書（社員証・学生証など）、写真付き資格証明書など</p> <p>【以下の書類から2点】 各種公的医療保険の被保険者証、年金手帳、写真なし身分証明書（社員証・学生証など）、写真なし資格証明書、国税・地方税・社会保険料・公共料金の領収書、源泉徴収票など</p> <p>（氏名と住所又は氏名と生年月日の記載があるもの）</p>	<p>【以下の書類から1点】 ＜任意代理人の場合＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委任状（原本） <p>＜法定代理人の場合＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・戸籍謄本、登記事項証明書など <p>＜上記書類が用意できない場合＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本人しか持ち得ない書類（例：マイナンバーカード（個人番号カード）、各種公的医療保険の被保険者証など） ・水戸市や税務署から本人宛に送付した、氏名と住所があらかじめ印字された申告書（プレ印字申告書）など

※上記に掲載している本人確認書類は一例ですので、詳しくは水戸市ホームページをご覧ください。か市民税課までお問い合わせください。

申告書の書き方（記載例）

受付番号
平成29年度 市民税・県民税(国民健康保険税) 申告書

お問合せ番号

水戸市長宛て
提出
有 無

様

現住所 水戸市三の丸1-5-48
1月1日現在の住所 同上
フリガナ ミト タロウ
氏名 水戸 太郎 (水戸) (明・大平) 15・1・1
個人番号 012345678910
電話番号 029-224-1111 業種又は職業 会社員
世帯主の氏名 水戸 太郎 種別 本人

ここに押印してください。

3 所得から差し引かれる金額に関する事項

10	雑損控除	損害の原因	損害年月日	損害を受けた資産の種類	
11	医療費控除	支払った医療費	256,000円	保険金などで補てんされる金額 50,000円	
12	社会保険料控除	社会保険の種類	支払った保険料	社会保険の種類	支払った保険料
		国民健康保険税	250,000円	後期高齢者医療保険料	30,000円
		国民年金保険料			
		介護保険料	78,000円	合計	358,000円
14	生命保険料控除	新生命保険料の計	新個人年金保険料の計	介護医療保険料の計	
			35,000円	40,000円	
		旧生命保険料の計	旧個人年金保険料の計		
		50,000円			
15	地震保険料控除	地震保険料の計	旧長期損害保険料の計		
16~17	寡婦(寡夫)控除 勤労学生控除	<input type="checkbox"/> 寡婦(寡夫)の控除 <input type="checkbox"/> 死別 <input type="checkbox"/> 生死不明 <input type="checkbox"/> 離婚 <input type="checkbox"/> 未帰還			
18	障害者控除	氏名	障害の程度	級度	
		個人番号	身体・精神・療育		
		氏名	障害の程度	級度	
		個人番号	身体・精神・療育		
19~20	配偶者控除 配偶者特別控除	配偶者の氏名	生年月日	明・大平 18・3・5	
		水戸 花子	配偶者の合計所得金額		
		個人番号 1,098,765,432,10	同居・別居	別居	
21	扶養控除	氏名	続柄	生年月日	
		水戸 一郎	子	明・大平 45・2・3	
		個人番号 5,432,101,098,76	同居・別居	同居	
		個人番号	同居・別居	控除額 33万円	
		個人番号	同居・別居	控除額	
		個人番号	同居・別居	控除額	
		個人番号	同居・別居	控除額	
16(歳未満扶養親族)	扶養親族	個人番号	平成		
		個人番号	平成		
		個人番号	平成		
		個人番号	同居・別居	扶養控除額の合計 33万円	

1	収入金額等	事業	営業等	ア	
		業	業	イ	
		不動産	ウ		
		利子	エ		
		配当	オ		
		給与	カ		2,300,000
		公的年金等	キ		2,750,000
		その他	ク		
		総合譲渡	ケ		
		短期	コ		
		長期	サ		
		一時			
2	所得金額	事業	営業等	①	
		業	業	②	
		不動産	③		
		利子	④		
		配当	⑤		
		給与	⑥		1,430,000
		雑	⑦		1,550,000
		総合譲渡・一時	⑧		
		合計(①~⑧)	⑨		2,980,000
4	所得から差し引かれる金額	雑損控除	⑩		
		医療費控除	⑪		106,000
		社会保険料控除	⑫		358,000
		小規模企業共済等掛金控除	⑬		
		生命保険料控除	⑭		70,000
		地震保険料控除	⑮		
		寡婦(寡夫)控除	⑯		
		勤労学生・障害者控除	⑰~⑱		
		配偶者控除	⑲		380,000
		配偶者特別控除	⑳		
		扶養控除	㉑		330,000
		基礎控除	㉒		330,000
		合計(⑩~㉒)	㉓		1,574,000

5~7ページ参照

4ページ参照

5~7ページ参照

5 給与所得及び公的年金等に係る所得以外(平成29年4月1日において65歳未満の方は給与所得以外)の市民税・県民税の納税方法

給与から差引き(特別徴収) 自分で納付(普通徴収)

「個人番号」欄には、個人番号(行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。)を記載してください。

※分離課税に係る所得のある方は、「市民税・県民税申告書(分離課税等用)」をあわせて提出してください。裏面にも記載する欄がありますから、注意してください。



申告書の作成は税額シミュレーションシステムをご利用ください

水戸市ホームページより市民税・県民税の試算と申告書の作成ができます。

トップページ → 暮らし・手続き → 税金 → 個人市民税
→ 市民税・県民税の試算と申告書の作成ができます → 税額試算と申告書作成(外部リンク)

※ 作成した申告書は、印刷して窓口又は郵送で提出できます。

※ 電子申告には対応しておりません。

収入・所得金額について

所得の種類ごとに前年中の収入金額及び所得金額を計算して該当する欄に金額を記入してください。

種 類	概 要 ・ 計 算 方 法	申告書 記入欄	
事業	営業等	販売、製造、建設、飲食、保険の外交などによる所得。 ※別紙の収支内訳書で所得金額を計算してください。	アと①
	農 業	農産物の生産、果樹の栽培、酪農品の生産などによる所得。 ※別紙の収支内訳書で所得金額を計算してください。	イと②
不 動 産	貸家、アパート、駐車場などの貸し付けによる所得。 ※別紙の収支内訳書で所得金額を計算してください。	ウと③	
利 子	国外で支払われる預金等の利子などによる所得。 収入金額＝所得金額となります。	エと④	
配 当	株式の配当、剰余金の分配などによる所得。 収入金額－株式の元本取得のための負債の利子＝所得金額となります。	オと⑤	
給 与	給料、賃金、賞与などによる所得。		カと⑥
	A 給与等の収入金額合計 円		
	↓ 給与所得の金額（1円未満切捨）		
	0～ 650,999	0 円	
	651,000～ 1,618,999	A－650,000＝ 円	
	1,619,000～ 1,619,999	969,000 円	
	1,620,000～ 1,621,999	970,000 円	
	1,622,000～ 1,623,999	972,000 円	
	1,624,000～ 1,627,999	974,000 円	
	1,628,000～ 1,799,999	A÷4＝B (千円未満切捨) B×2.4＝ 円	
	1,800,000～ 3,599,999	B×2.8－180,000＝ 円	
	3,600,000～ 6,599,999	B＝ ,000 円 B×3.2－540,000＝ 円	
	6,600,000～ 9,999,999	A×0.9－1,200,000＝ 円	
10,000,000～ 11,999,999	A×0.95－1,700,000＝ 円		
12,000,000以上	A－2,300,000＝ 円		
雑	厚生年金、国民年金、恩給などによる所得。 ※遺族年金、障害年金は非課税所得なので含めません。		キ/ク と⑦ BとCの 合計額を ⑦に記入
	A 公的年金等の収入金額合計 円		
	65歳未満の方（昭和27年1月2日以降生まれ）		
	Aの金額（年金収入金額）	年金所得金額（円）＝B（1円未満切捨）	
	1～ 1,299,999	A－700,000＝ 円	
	1,300,000～ 4,099,999	A×0.75－375,000＝ 円	
	4,100,000～ 7,699,999	A×0.85－785,000＝ 円	
	7,700,000以上	A×0.95－1,555,000＝ 円	
	65歳以上の方（昭和27年1月1日以前生まれ）		
	Aの金額（年金収入金額）	年金所得金額（円）＝B（1円未満切捨）	
	1～ 3,299,999	A－1,200,000＝ 円	
	3,300,000～ 4,099,999	A×0.75－375,000＝ 円	
	4,100,000～ 7,699,999	A×0.85－785,000＝ 円	
	7,700,000以上	A×0.95－1,555,000＝ 円	
	そ の 他	原稿料や講演料、個人年金など他の所得に当てはまらない所得。 その他の雑所得の収入金額－必要経費＝C ※申告書裏面「9 雑所得（公的年金等以外）に関する事項」へ収支の内訳を記入してください。	
総 合 譲 渡	ゴルフ会員権や金地金、機械など、土地や建物以外の資産の譲渡による所得。 保有期間 5年以下…短期 5年超…長期 ※申告書裏面「10 総合譲渡・一時所得の所得金額に関する事項」で所得金額を計算してください。	ケ/コ/サ と⑧ 裏面10 欄も記入	
一 時	生命保険契約の満期一時金、懸賞当選の金品などによる所得。 ※申告書裏面「10 総合譲渡・一時所得の所得金額に関する事項」で所得金額を計算してください。		

【合計所得金額、総所得金額等について】

合計所得金額とは… 給与や年金等の総所得、山林・退職所得、分離課税所得の合計額で、繰越損失や分離課税の特別控除を適用する前の金額をいいます。
 総所得金額等とは… 合計所得金額に繰越損失を適用した後の金額をいいます。

所得から差し引かれる金額について

種類	控除の条件・計算方法	申告書記入欄																					
雑損控除	<p>本人や本人と生計を一にする親族（総所得金額等が38万円以下の方）が前年中に災害や盗難などにより日常生活に必要な資産に損失を受けた場合、次の①と②のうちいずれか多い方の金額が控除額となります。</p> <p>①＝差引損失額－総所得金額等の合計額の10% ②＝差引損失額のうち災害関連支出の金額－5万円</p> <p>必要な書類</p> <p><input type="checkbox"/>被害を受けた資産の取得時期、取得価額が分かるもの（売買又は請負契約書など） <input type="checkbox"/>被害を受けた資産の取壊しや除去費用、修繕費用が分かるもの（領収書） <input type="checkbox"/>被害を受けた資産に対して受け取る保険金などがある場合、その金額が分かるもの <input type="checkbox"/>り災証明書など</p>	⑩																					
医療費控除	<p>本人や本人と生計を一にする親族のために前年中に医療費を支払った場合、下記により計算した金額が控除額となります。</p> <p>（医療費の総額－保険などの補てん金）－ 総所得金額等の5%又は10万円のうち少ない方</p> <table border="1"> <tr> <td>A</td> <td>支払った医療費</td> <td>円</td> <td>D</td> <td>申告書⑨の金額</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>保険金などで補てんされる金額</td> <td>円</td> <td>E</td> <td>D×0.05</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>C</td> <td>A－B</td> <td>円</td> <td>F</td> <td>10万円とEのいずれか少ない金額</td> <td>円</td> </tr> </table> <p>※医療費控除の控除限度額は200万円</p> <table border="1"> <tr> <td>控除額</td> <td>C－F</td> <td>円</td> </tr> </table> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="border: 1px solid gray; border-radius: 15px; padding: 10px; width: 45%;"> <p style="text-align: center;">対象となる医療費</p> <p><input type="checkbox"/>医師・歯科医師による診療費 <input type="checkbox"/>治療・療養に必要な医薬品の購入費 <input type="checkbox"/>治療のためのあん摩、マッサージその他施術費など（医師・マッサージ指圧師、はり師、きゅう師または柔道整復師など資格者による施術に限る）</p> </div> <div style="border: 1px solid gray; border-radius: 15px; padding: 10px; width: 45%;"> <p style="text-align: center;">対象とならない医療費</p> <p><input type="checkbox"/>健康増進や疾病予防などのための医療品の購入費 <input type="checkbox"/>人間ドックなどの健康診断、予防接種の費用など（ただし、その健康診断や人間ドックにより重大な疾病が発見され、かつ、引き続きその疾病の治療をした場合には、その健康診断などの費用も医療費控除に該当）</p> </div> </div> <p>必要な書類</p> <p><input type="checkbox"/>医療費の領収書（平成28年中に支払ったもの） ※事前に整理し、医療を受けた人ごとに合計金額を計算しておいてください。 <input type="checkbox"/>医療費の補てんを目的として支払いを受けた医療保険などの金額が分かるもの <input type="checkbox"/>高額療養費支給決定通知書 <input type="checkbox"/>おむつ使用証明書 ※上記の書類は代表的なものです。内容によりこれ以外の書類が必要な場合があります。</p>	A	支払った医療費	円	D	申告書⑨の金額	円	B	保険金などで補てんされる金額	円	E	D×0.05	円	C	A－B	円	F	10万円とEのいずれか少ない金額	円	控除額	C－F	円	⑪
A	支払った医療費	円	D	申告書⑨の金額	円																		
B	保険金などで補てんされる金額	円	E	D×0.05	円																		
C	A－B	円	F	10万円とEのいずれか少ない金額	円																		
控除額	C－F	円																					
社会保険料控除	<p>本人や本人と生計を一にする親族のために前年中に支払った国民健康保険税、国民年金保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料などの支払金額の合計額が控除額となります。</p> <p>※年金から天引きされている社会保険料や、預金口座から振替えられている社会保険料は本人のみの適用となります。</p> <p>必要な書類 <input type="checkbox"/>国民健康保険税や国民年金保険料などの支払金額が分かる領収書など</p>	⑫																					
小規模企業共済等掛金控除	<p>小規模企業共済法に基づき前年中に支払った共済契約掛金、心身障害者扶養共済制度の掛金などの支払金額の合計額が控除額となります。</p> <p>必要な書類 <input type="checkbox"/>支払った掛金額の証明書</p>	⑬																					

種類	控除の条件・計算方法				申告書記入欄			
生命保険料控除	生命保険や個人年金保険、介護医療保険などの保険料や掛金を前年中に支払った場合で、下記により計算した金額が控除額となります。契約日によって控除額の計算式が異なります。 新契約…平成24年1月1日以後に契約した保険契約など 旧契約…平成23年12月31日以前に契約した保険契約など				⑭			
	計算式Ⅰ（新契約用）		計算式Ⅱ（旧契約用）					
	支払保険料（円）	控除額（円）	支払保険料（円）	控除額（円）				
	1～12,000	支払保険料の全額	1～15,000	支払保険料の全額				
	12,001～32,000	支払保険料×0.5+6,000	15,001～40,000	支払保険料×0.5+7,500				
	32,001～56,000	支払保険料×0.25+14,000	40,001～70,000	支払保険料×0.25+17,500				
	56,001以上	28,000	70,001以上	35,000				
	一般の生命保険料		個人年金保険料			介護医療保険料		
	A 新契約に係る保険料	円	F 新契約に係る保険料	円		K 介護医療保険料	円	
	B Aを計算式Ⅰにて計算した金額	(最高28,000円) 円	G Fを計算式Ⅰにて計算した金額	(最高28,000円) 円		L Kを計算式Ⅰにて計算した金額	(最高28,000円) 円	
	C 旧契約に係る保険料	円	H 旧契約に係る保険料	円		M DとEのいずれか大きい方の金額	円	
	D Cを計算式Ⅱにて計算した金額	(最高35,000円) 円	I Hを計算式Ⅱにて計算した金額	(最高35,000円) 円		N IとJのいずれか大きい方の金額	円	
	E B+D	(最高28,000円) 円	J G+I	(最高28,000円) 円		O 控除額 L+M+N	(最高70,000円) 円	
	必要な書類 <input type="checkbox"/> 保険会社などが発行した申告用控除証明書							
地震保険料控除	(A) 住宅・家財などの損害保険契約に係る地震等損害部分の保険料や掛金、又は(B)平成18年12月31日までに締結した長期損害保険契約（満期返戻金などのあるもので保険期間又は共済期間が10年以上の損害保険契約）に係る保険料や掛金（旧長期損害保険料）を支払った場合、下記により計算した金額が控除額となります。				⑮			
	地震保険料	A 地震保険料	円	旧長期損害保険料		B 旧長期損害保険料	円	
			C 地震保険料控除額				D 旧長期損害保険料控除額	
		1～50,000	A×0.5=	円		1～5,000	Bの金額	円
		50,001以上	25,000円			5,001～15,000	B×0.5+2,500円=	円
						15,001以上	10,000円	
控除額		C+D	(最高25,000円)	円				
※地震保険料と旧長期損害保険料の両方に該当する契約については、どちらか片方の選択になります。								
必要な書類 <input type="checkbox"/> 保険会社などが発行した申告用控除証明書								
寡婦（寡夫）控除	寡婦	次のア、イのいずれかに該当する場合		⑯				
	特別寡婦	上記アに該当する方のうち、扶養親族である子を有し、かつ合計所得金額が500万円以下の方。						
	寡夫	妻と死別・離別した後婚姻していない方や妻の生死が不明な方で、生計を一にする子（前年中の総所得金額等が38万円以下で他の者の扶養親族でない）を有し、かつ前年中の合計所得額が500万円以下の方。						
控除額	26万円							
勤労学生控除	大学・高等学校などの学生・生徒で、自己の勤労による給与所得などがあり、前年中の合計所得金額が65万円以下で、かつ給与所得等以外の自己の勤労によらない所得が10万円以下である場合。			⑰				
	必要な書類 <input type="checkbox"/> 在学証明書や学生証など							
控除額	26万円							

種類	控除の条件・計算方法			申告書記入欄	
障害者控除	本人やその控除対象配偶者、扶養親族が障害者手帳や療育手帳、障害者控除対象者認定書の交付などを受けている場合。			⑱	
	区分	該当者	控除額		
	障害者	身体障害者手帳や精神障害者保健福祉手帳などをお持ちの方や障害者控除対象者認定書をお持ちの方	26万円		
	特別障害者	障害者のうち、身体1・2級、精神1級、療育④・Aなど障害の程度が重い方	30万円		
同居特別障害者	特別障害者（控除対象配偶者・扶養親族）のうち、本人又はその配偶者もしくは生計を一にするその他の親族と同居している方	53万円			
必要な書類 □障害者手帳、療育手帳、障害者控除対象者認定書などの障害の程度が分かるもの					
配偶者控除	生計を一にする配偶者の前年中の合計所得金額が38万円以下である場合。 ※他の者の扶養親族、事業専従者を除く。			⑲	
	区分	該当者	控除額		
	老人	70歳以上 (昭和22年1月1日以前生まれの方)	38万円		
一般	上記以外の方	33万円			
配偶者特別控除	本人の前年中の合計所得金額が1,000万円以下で、生計を一にする配偶者の前年中の合計所得金額が38万円超76万円未満である場合。 ※事業専従者である場合を除く。			⑳	
	配偶者の合計所得金額(円)	控除額	配偶者の合計所得金額(円)		控除額
	0～380,000	0円	600,000～649,999		16万円
	380,001～449,999	33万円	650,000～699,999		11万円
	450,000～499,999	31万円	700,000～749,999		6万円
	500,000～549,999	26万円	750,000～759,999		3万円
	550,000～599,999	21万円	760,000以上		0円
扶養控除	生計を一にする配偶者以外の扶養親族で、前年中の合計所得金額が38万円以下である場合。			㉑	
	区分	該当者	控除額		
	特定扶養	19歳～22歳 平成6年1月2日～平成10年1月1日生まれの方	45万円		
	老人扶養	70歳以上 昭和22年1月1日以前生まれの方	38万円		
	同居老親等	老人扶養のうち、本人又は配偶者の直系尊属で同居している方	45万円		
一般扶養	16歳～18歳、 23歳～69歳 上記以外の方で、平成13年1月1日以前生まれの方	33万円			
※16歳未満の扶養親族（平成13年1月2日以後生まれの方）は控除対象外ですが、市民税・県民税の非課税判定に必要なため「16歳未満扶養親族」欄に記入してください。					
基礎控除	すべての方が一律に控除できます。		控除額 33万円	㉒	

寄附金税額控除について

前年中に下記の団体に対して合計2,000円以上の寄附をした場合は、申告書裏面の「15 寄附金に関する事項」欄に区分ごとに寄附した金額を記入してください。

※確定申告、市民税・県民税申告をした場合は、ふるさと納税のワンストップ特例は無効になります。

申告する場合は、前年中の全ての寄附金について申告書に記入してください。

必要な書類 □寄附金の受領証など

控除対象となる寄附金の種類

- 都道府県、市区町村分…ふるさと納税などの各都道府県、市区町村への寄附や災害義援金などが該当します。
- 茨城県共同募金会、日赤茨城県支部分…茨城県共同募金会、日本赤十字社茨城県支部への寄附が該当します。
- 条例指定分（茨城県）…茨城県が条例で指定した団体への寄附が該当します。
- 条例指定分（水戸市）…水戸市が条例で指定した団体への寄附が該当します。


※寄附金税額控除を受けることができる条例指定団体は、県条例指定団体については茨城県総務部税務課（Tel 029-301-2414）、市条例指定団体については水戸市ホームページをご覧ください。か市民税課までお問合せください。

所得のなかった方の記載方法（遺族年金・障害年金のみの方を含む）

前年中に所得のなかった方（遺族年金・障害年金などの非課税所得のみ受給していた方を含む）は、国民健康保険税などの算定や、各種手続きの際に非課税証明などを必要とすることがありますので、申告書を提出してください。

【申告書表面】

記載例

 …必須記入項目

平成29年度 市民税・県民税（国民健康保険税）申告書

住所：水戸市中央1-4-1
 氏名：水戸 梅子
 マイナンバー：55 1 1 123456789123
 電話番号：029-224-1111
 職業：無職
 世帯主の氏名：水戸 梅子

所得金額の合計欄に「0」と記入してください。

所得から差し引かれる金額の合計欄に合計額を記入してください。

住所、氏名、生年月日、マイナンバー（個人番号）、電話番号、業種又は職業、世帯主の氏名及び続柄を記入し、押印してください。

⑨所得金額の合計欄に「0」と記入してください。

⑳所得から差し引かれる金額の合計欄に合計額を記入してください。

【該当者のみ記入】

扶養親族がいる場合及び寡婦（寡夫）や障害者に該当する場合は、各該当欄に記入してください。
 （扶養親族が別居の場合は裏面「12別居の扶養親族等に関する事項」への記入も必要となります。）

【申告書裏面】

記載例

平成28年中に所得のなかった方は、下記より生活の根拠を記入してください。

下記の者に扶養又は仕送り等の援助を受けていた。
 名前：水戸 健太 性別：父
 住所：水戸市中央1-4-1
 職業：会社員 勤務先等：株式会社

非課税所得を受給していた。
 遺族年金・障害年金・雇用保険・生活保護
 受給期間：年 月 から 年 月
 その他（例：養育費、傷病手当等）

右下の「◎平成28年中に所得のなかった方は、下記により生活の根拠を記入してください。」欄の該当する項目にチェックをし、必要事項を記入してください。

郵送での申告のご案内

申告期間中は窓口が大変混雑します。ご自身で申告書を作成された方は郵送により提出することもできます。期限は3月15日（水）です。

提出書類

- 申告書 → 3頁参照
住所、氏名、生年月日、マイナンバー（個人番号）、その他の必要事項を記入し、押印してください。
- 番号確認書類の写し → 2頁参照
マイナンバーカード（個人番号カード）、通知カードなどのマイナンバー（個人番号）が分かる書類の写しを同封してください。
- 身元確認書類の写し → 2頁参照
マイナンバーカード（個人番号カード）、運転免許証などのマイナンバー（個人番号）の正しい持ち主本人であることが分かる確認書類の写しを同封してください。
- 添付書類（該当する方のみ） → 1頁、5～7頁参照
源泉徴収票や、各種控除を受けるために必要な控除証明書や領収書などを同封してください。
添付書類がないと、控除が受けられない場合がありますので注意してください。

※代理人の方が申告する場合には、代理人の方の身元確認書類の写し、委任状原本も必要です。

【提出・お問合せ先】

〒310-8610 水戸市三の丸1丁目5番48号 水戸市 市民税課
 電話：029-224-1111（内線 256・257・258・319）